

平成25年度 山梨県森林審議会（第2回）会議録

1 日 時：平成25年12月20日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 場 所：恩賜林記念館 大会議室

3 出席者（敬称略）

（委 員）岡 久、嶋 光雄、清水 みどり、辻 一幸、戸栗 敏、土橋 金六、藤原 俊男、
三好 規正、山瀬 俊彦、山村 元子、若尾 直子
以上11名

（事務局）長江林務長、石原森林環境部次長、佐野森林環境部技監、芹沢森林環境総務課長、上島みどり自然課長、江里口森林整備課長、田邊林業振興課長、島田県有林課長、小林治山林道課長、中田中北林務環境事務所長、大芝峡東林務環境事務所長、中山峡南林務環境事務所長、大竹富士・東部林務環境事務所長、岡部森林総合研究所長、森林整備課課長補佐、森林整備課森林計画担当（3名）、森林育成・保護担当（2名）

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 林務長あいさつ
- (3) 会長あいさつ
- (4) 議事録署名委員の選出
- (5) 議事
- (6) その他
- (7) 閉会

5 議事に付した案件

- (1) 諒問事項
 - ・山梨東部地域森林計画の樹立について
 - ・富士川上流地域森林計画の変更について
- (2) 報告事項
 - ・やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について
- (3) その他
 - ・特定間伐等の実施の促進に関する基本方針について
 - ・森林環境税の進捗状況について

6 議事の概要

司会 :

ただ今から山梨県森林審議会を開催します。

初めに、森林審議会の成立についてであります、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされております。

当委員会の委員数は15名です。本日は、そのうち11名の御出席をいただいており、過半数に達していますので、本審議会が成立しておりますことを御報告いたします。

なお、森林審議会の審議は公開となっており、後日、県庁ホームページより会議録の閲覧が可能となります。また、「山梨県森林審議会傍聴要領」により審議会の審議が傍聴可能となっており、本日も傍聴席が設定しております。

続きまして、本日の配布資料の確認をお願いします。次第、委員名簿、座席表、山梨県森林審議会運営規則、山梨東部地域森林計画書（案）、富士川上流地域森林計画変更計画書（案）、やまなし森林・林業再生ビジョン数値目標の状況について、特定間伐等の実施の促進に関する基本方針、平成24年度森林環境保全基金事業実施結果レポートと事業効果の検証について、以上となります。御確認お願いします。

それでは、次第に従いまして、長江林務長が挨拶を申し上げます。

林務長 :

(あいさつ)

司会 :

続きまして、辻会長から御挨拶をお願いいたします。

会長 :

(あいさつ)

司会 :

次に、議長の選出になりますが、運営規則第3条により議長は会長があたることとなっております。辻会長に議長をお願いします。

辻会長、よろしくお願ひいたします。

議長 :

運営規則第7条により本日の議事録署名委員を指名することになっています。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

委員 :

(議長一任)

議長：

それでは、署名委員は、嶋委員と清水委員にお願いし、議事に入ります。

議長：

それでは、知事から諮問がありました、第1号議案、山梨東部地域森林計画の樹立について、第2号議案、富士川上流地域森林計画の変更についてそれぞれ関連がありますので一括して議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局：

(「山梨東部地域森林計画の樹立について」、「富士川上流地域森林計画の変更について」説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。それから、縦覧に供した結果の説明をお願いします。

事務局：

森林法第6条第1項に基づき、平成25年11月15日に公告して、25日間の公衆の縦覧に供しました結果、計画に関する意見はありませんでしたが、関東経済産業局から「計画区内には鉱業法に基づく鉱業権が存在する。」との意見がありました。

議長：

それでは、第1号議案、第2号議案を一括して検討したいと思いますが、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

特に東部は富士山を中心とした地域だけに、森林の活用を含めて、保護・育成については、本県にとって重要な地域ですので、委員の皆様の御提言を頂きたいと思います。

委員：

パワーポイント資料17ページ、計画区の課題の3、里山地域の保全についてですが、これは大変深刻な問題で考えていかなければならないものと思っております。これについて、具体的な今の状況、またこれに対応するために森林計画がどのように反映されていくのか、具体的な施策があれば教えていただきたいと思います。

それと、23ページ、災害防備を目的に指定した保安林が35%ほど減っていますが、なぜ解除するのか教えていただきたいと思います。

森林整備課長：

全県的なものでございますが、野生鳥獣の被害状況につきましては、面積で160ヘクタール、金額的には3億5千万円でございます。森林被害については、主にシカによるものが多くなって

います。

特に、里山地域については、住居、農地の周辺の森林について除間伐を推進し、見通しが効くようにして、シカなどが里に下りてくるのを防止することとしています。これにつきましては、後ほど説明します森林環境税を使いまして里山の整備を行なっております。また、森林環境税を使いまして、山の中に実のなる木を植えて生息環境の改善も行なっております。ヒノキの一斎林であったところを強度の間伐を行ない、広葉樹を侵入させ、野生鳥獣の生息環境を作り、里に下りて来ないようにしております。

治山林道課長：

23ページの保安林の指定についてですが、新しい計画では、水源涵養を320ha、災害防備を380haとし、保安林の指定量が変わっており、解除するというものではありません。新しい地区指定の指定量が変わったということでございます。

委員：

里山について、東部地域に限らず、全体的なことを伺いたいと思います。県有林や国有林は手が入り整備が進んでいますが、里山は個人の民有林が多く、昔は自分の山の境が問題になるくらい盛んでしたが、今は放置され、鳥獣被害がひどく、山に入りたくても入れない状況です。県は里山について具体的にどのように指導、支援していくのか考え方を教えて欲しい。私としては、山梨の中で、落葉などを畑へ入れて生産した野菜に付加価値を付けるなど、具体的に何をするのかを考えなくてはいけないと思います。下草を刈れば里山はきれいになりますので、このようなことも考えて頂きたいと思います。

森林整備課長：

数字的な事で言えば、県内全体で整備が必要な里山林は13,000ha、耕作放棄地が2,000ha、合計で15,000haと県としては把握しております。このうち特に道沿いなどが約3,000haあるのではないかと統計上は出ています。また、今我々は、所有者の方々が場所も分からず、何をして良いのか分からない状況ということも承知しております。国の補助金ですと3割程度の自己負担が生じるので、そこに森林環境税を充てさせて頂いて、所有者の負担無しで里山林の除伐、間伐などの仕事を森林組合が中心となって実施できるように取り組んでおります。山に入れない状態というものが一番悪いと思うので、山に入れるような里山にしていきたい。それには先程お話しをした作業が必要です。一回目は森林環境税を活用して行なうわけですが、何年か経つとまたもとに戻ってしまう状況もあります。それについては、今後は地元の人達と一緒にになって、それが出来る仕組み作り、里山を維持・管理できるような体制を作っていくかないと想えております。

林務長：

付け加えさせて頂きます。口頭だけではイメージが沸かないと思いますので、今日の資料中の平成24年度森林環境保全基金事業実施結果レポートの6ページを開いて頂きたいと思います。

下の写真を御覧ください。まさに森林環境税を活用しまして刈り払っております。これは複数の所有者を取りまとめて作業を実施しております。全県的になりますが、後ほど、森林環境税の説明の中でお話しさせて頂きたいと思います。

委員：

パワーポイントの17ページの計画区の課題のところで、県民参加の森林づくりとありますが、ここで課題となっているということは、この部分があまりできていないということだと思います。そうすると、神奈川県と連携して県民だけでなく周辺地域の方々と一緒にやっていくというのが見えてきて、これがパワーポイントの20ページの基本的な考え方として、森林の保健文化機能の維持増進に関する事項に現れていると思うのですが、ここで具体的にどのようなイメージでやっているかをしているのか。それから、県の中で他部局との連携というものを図るのかということを教えて下さい。

森林整備課長：

20ページの里山再生を図りながら体験活動や健康づくりの場としての利用を推進とありますが、里山というところは一番山には入りやすい所でもありますので、このような場所を活用して、特に一回整理しているところは入りやすいので、地域住民だけでなく一般の人も入れるようにしたい。学校の生徒、下流の住民の方々も含めて、このような場所で体験活動を行なって頂きたいと思っています。実は既に緑化推進機構とかでは、事業の中でこのようなことを行なっておりますので、今後はこれらも含めて推進していきたいと思います。

委員：

今のとこどと、子供達が行なう里山の保全のための体験活動としか聞こえないのですが、その他に観光とか保健などの視点では提案とか考えておられないのでしょうか。

森林整備課長：

例えば、下流住民との交流ということであれば、地域と連携してツーリズムなどを行なっております。今後はそのようなところとも連携しなければ人が集まらないので、検討していくかと考えております。

委員：

計画区の課題の1の中の景観に配慮した施設とあり、基本的な考え方の1にもありますが、これは主に富士山を中心に考えていらっしゃると思います。景観に配慮するというものは、山や森から見たものなのか、都市部から見たものなのか、どちらを視点にして考えているのか教えて下さい。

森林整備課長：

ここでは外から見た景観に配慮した施業という意味で書いております。ものの見方なので、いろいろあるかと思いますが、健全な山に育成するのが一番景観に配慮したものと考えております。里山に手が入らない状態は、景観に配慮していないという意味合いに取れます。人工林であれば人の手が入っている状態、天然林であれば自然の遷移に任せていくといった山づくりが必要と考えています。世界遺産の関係で富士山というのは象徴的な意味で文章に出てきていますが、全ての森林において、景観に配慮した施業が必要と考えています。それは健全な森林づくりを進めるこことによって景観への配慮に繋がると考えています。

委員：

富士山周辺にメガソーラーを建設する際は申請を行なうと思うのですが、他からアプローチと言いますか、面的な規制等を掛けるようなことは検討されているのでしょうか。

森林整備課長：

御指摘のように富士北麓においてはメガソーラーの計画があります。現在、県として、富士山が世界文化遺産ということの中で、景観にどのように配慮していったら良いか検討しております。その他の地域につきましては、基本的には、例えば国立公園であれば自然公園的な配慮が必要になってきます。また、森林を開発するといった観点からは森林法で1ヘクタールを超える森林を開発する場合は災害防止の視点からですが許認可を行なうこととなっております。全体的には、現状の制度の中で対応できると考えております。

委員：

メガソーラーの建設について、現在はどのような状況なのか教えて頂きたい。

森林環境総務課長：

富士北麓地域におきましてはかなり大きな面積の予定がございます。世界文化遺産としての景観に関し問題があるとして、これに対して何かできないか検討をしているところでございます。ある程度規制が出来ないかと考えております。

議長：

それでは意見も出尽くしたので、山梨東部地域森林計画の樹立についてと、富士川上流地域森林計画の変更についての質疑を打ち切らせて頂いてよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

諮問のありました山梨東部地域森林計画の樹立について、富士川上流地域森林計画の変更について、異議のないものと認めてよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

ありがとうございました。異議のないものとして答申することを決定させて頂きます。なお、答申書の作成につきましては会長に一任させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

それでは会長一任ということで御了承頂きたいと思います。

議長：

続きまして、報告事項のやまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

森林環境総務課長：

(やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理について説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。これらの内容につきましての質疑を行います。

委員：

このように施策を列挙することは非常に有意義なことだと思います。是非県民にオープンにして頂ければ良いと思います。その中で、森林づくりの1番、荒廃した民有林の整備面積と、山村人づくりの9番目のところ、里山林の整備面積の二つの事業、計画がどのような関係にあるのか。重複する関係にあるのか、違いがあるならばコメントは違う形が良いと思います。この辺りは如何でしょうか。

森林整備課長：

1番目の荒廃した民有林の整備状況と9番目の里山林の整備状況につきましては、今、森林環境税を活用して実施している主な事業がこの二つであります。実際事業をやられているのは森林組合をはじめとした林業事業体であります、その中で進捗が遅れている理由は同じになってい

るため、同じような表現になっております。事業の内容としては、荒廃した民有林の整備は基本的には人工林の整備、里山林の整備は里山の天然林を対象にしております。

林務長：

遅れている理由は同じですが、事業の中身は違います。今後の対応のところで進捗状況については事業量を何ヘクタールやったということで単純にわかるのですが、効果につきましてはモニタリングをやって基金の運営委員会の場で説明していく約束になっています。これについては初年であるためモニタリングは終わっていません。今年度モニタリングをやっていて、出来たものから説明していくことになります。このような取組をやっていくことを書き加えたいと思っております。また、対応についても荒廃林と里山林は違ってきます。荒廃林につきましては森林が混み合っているものをすいてやることで下草や灌木が生え、水源涵養機能が高まるなどの効果がありますが、里山林に関しては主観に係るものがありますので、住民アンケートのようなものでモニタリングをしていくことも考えております。このようなことは丁寧に書き込むようにしたいと思います。

委員：

里山林整備面積の進捗率が28%とありますが、里山と言うところは本当に小さいので、森林組合が入っていないところもあります。こうした中で市町村へも協力を依頼して、進捗率が上がるような形で進めて頂きたいと思います。里山については、森林組合が中心にならない傾向ですので、市町村や地域などの方面からも協力して頂けるような形にして頂きたいと思います。

森林整備課長：

御指摘を頂いたように、里山については、森林組合はもちろんですが市町村へも働きかけを今も行っています。電気柵の管理については、組合とかもありますので連携を図るように、今、事業の説明を行いながら、事業の進捗を図っていきたいと考えています。

委員：

まだ浸透していないので、地域の広報などを利用していかないと、一般の人はわかっていないと思うので、是非お願ひします。

森林整備課長：

我々も努めていますが、まだまだなところもありますので、市町村を通じて広報等に載せて頂いて、また、自治会などに働きかけをしていく中で、事業の進捗を図っていきたいと思います。

委員：

進捗率と判定についてコメントを申し上げたい。たとえば荒廃した民有林については進捗率が39.5%、判定がCになっていますが、あと0.5%努力すれば判定がBになることもあります、C

のプラスとかプラスプラスとか何か他の書き方はできないでしょうか。

また、我々が審議しているのは森林という生き物なので今後どうしたいのかなどを書かれるところ分かりやすいと思います。

森林環境総務課長：

基本的には資料に書かれているように、SからCまでのランクで判定しており、評価の目安になると考えております。評価については、極力細かいコメントを書かせていただきます。

委員：

広大なビジョンにこのような数値目標をつけて評価することはすごく効率的で良いと思う。この数値目標で決めたことはアウトプットに過ぎないので、これを達成することが目的ではなく、計画とするビジョンを県民に示すことが大切だと思います。それをするためには、この数値目標が少な過ぎではないかと思います。挙げられた項目を達成すると、本ビジョンの主旨は達成できると考えてよろしいでしょうか。

森林環境総務課長：

ビジョンにあります基本方針と数値目標が達成されれば、このビジョンの達成はできると考えております。

委員：

事業を実施している内部の人は数値目標とかがわかると思うのですが、周りの人はよくわからなかつたりします。この進捗状況、コメントはもう少し見える化してほしい。どこのボランティアがどのようなことを実施したかなどを書くことも含めて、アウトプットに対する見せ方、内容が見えるかたちにしてほしいと思います。

森林環境総務課長：

御意見を参考に、見える化して分かりやすいものにしたいと思います。

議長：

それではやまなし森林・林業再生ビジョンの数値目標の状況については、このような形で県民に公表していくことによろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

それでは、最後にその他に移ります。事務局の説明をお願いします。

森林整備課長：

(特定間伐等の実施の促進に関する基本方針について説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。この件につきましての質疑はございますか。

委員：

この計画が平成 25 年度から平成 32 年度の 8 年間ですが、なぜ 8 年間なのですか。

森林整備課長：

国で定める温暖化対策のための第 2 約束期間が平成 32 年までになりますので、それに合わせております。その中の計画量を示しております。

委員：

枝打ちは出来ますか。

森林整備課長：

間伐等の中に枝打ちとか除伐とかが含まれています。地球温暖化対策としては、吸収量を確保できる施業が対象となっています。なお、枝打ちが国庫補助金の対象になるかについては、基本的には対象にはなりません。しかしながら、枝打ちも含めまして、森林整備が吸収源に資するということです。

議長：

他に質問はございませんか、それでは質疑を打ち切らせて頂いてよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

議長：

このような内容、目標で取り組んで頂きますよう、よろしくお願ひします。

議長：

それでは最後になりますが、次に移ります。森林環境税の進捗状況について、事務局から説明をお願いします。

森林環境総務課長：

(森林環境税の進捗状況について説明)

議長：

事務局の説明が終わりました。只今の内容について御意見、御質問はございますか。

委員：

先程から森林組合と言う言葉がたくさん出てきました。今日の会議の主な内容は計画についてであります。その実行については誰がやるのかと言いますと、森林組合と林業事業体になります。そうしたことからも、森林組合の状況を承知して頂いた中で計画を進めて頂きたい。県内の半数以上の組合が厳しい状況であります。今、大きな問題として、山の名義がおじいさんのものになっていて、森林組合も簡単に手を出せない。森林組合も県の御支援があって初めて回り出す状況であります。是非、御指導を頂きながら取り組んでいけたらと思っております。

林務長：

森林環境税につきましては、色々な事業を実施しておりますが、昨年度におきましては、すべて森林組合が行なっております。森林組合でなければだめだと言うわけではありませんが、結果的にこのようになっております。森林組合は森林所有者の協同組織でありますので、林業会社と何が違うと申しますと、森林所有者を取りまとめることに関しては右に出るものはいないわけです。森林組合なしでは、山の整備は進みません。森林環境税の事業につきましても、バラバラでは間伐等は出来ませんので、地域ごとや、個々の森林所有者をまとめる仕事をやって頂くということで、森林組合が先頭に立って頂きたい。協定を結ぶ際の森林所有者への説明は森林組合が行なったわけであります。感謝しております。ただ、事業量的に回りきれないところもございますので、民間の事業体も含めた支援対策についても議論しております。

一方で、森林所有者の協同組織である森林組合は民間団体になりますので、自主的な経営活動も重要であります。我が県の一森林組合の規模は全国的に見て、小さいわけありますが、他県においては合併が進んで組織がしっかりとしているところもございます。中長期的にはこのようなことも考えていく時期に来ているのかとも感じています。何れにしましても、森林組合なしでは、山梨県の森林整備は出来ませんので、一緒になってやっていきたいと思います。

委員：

森林組合は純然たる民間事業体ではありません。儲けばかりを考えてはいられません。県の協力なしでは出来ませんので、御指導をお願いいたします。

委員：

森林環境税を活用した事業は、県民のものでなくてはなりません。全ての県民が関心を持ち、山梨県の県土に還元できるように皆で頑張って頂きたいと思います。県も創意工夫して、そして前向きな意欲を是非お願いします。

議長：

以上で議事を閉じますがよろしいでしょうか。

各委員：

(異議なし)

司会：

その他、事務局からありますか。

森林整備課長：

前回の審議会において、保全部会を12月に開催する予定と申し上げましたが、案件が遅れていますので、後日、保全部会の委員さんには、事前に通知してお願いすることになると思いますので、よろしくお願いします。

森林環境総務課長：

やまなし森林・林業再生ビジョンの進行管理につきましては、御指摘頂いたものについて、事務局の方で直しまして、公表の方向で対応させて頂きます。

以上